

生活福祉資金・生活復興支援資金

生活福祉資金

生活復興支援資金とは

東日本大震災の被災で、失業や休業等が生じ、日常生活全般に困難を抱え、生活の復興に向けて一時的に必要な資金の貸付を行うことで自立が見込まれる世帯が対象です。

生活復興支援資金には「一時生活支援費」、「生活再建費」、「住宅補修費」の3つがあります。

利用が可能な世帯

■東日本大震災で被災した世帯で、公的給付または必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯。(低所得世帯・・世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活保護基準の1.7倍以下の世帯)

※東日本大震災の影響で収入の減少や失業等が認められ、生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、被災したことで現在は非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。

※住宅補修費は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付を申請し、不決定になっていることが申請の条件です。

利用に際して

■「連帯保証人」が必要です。連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、貸付利子が加算

されます。

■本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方、他の負債との関係で、本資金を貸付することにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方は利用できません。

貸付の種類と内容など

[一時生活支援費]

■貸付対象経費：生活の復興の際に必要となる当面の生活費（食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費など）

■貸付限度額：月20万円以内（2人以上）月15万以内（単身）貸付期間は最長6か月（り災または被災証明書がない場合は最長3か月。後日交付される場合に限る）

[生活再建費]

■貸付対象経費：住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用（転宅費用、家具什器費用、自動車の購入費用など）

■貸付限度額：80万円以内

[住宅補修費]

■貸付対象経費：住宅補修等に必要な費用（住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場・倉庫等の補修経費、主たる生計手段である田畠の復旧経費など）

■貸付限度額：250万円以内

以下はすべての貸付種類に共通です。

■据置期間：最終貸付日から2年

以内（生活再建費及び住宅補修費を一時生活支援費と併せて貸し付ける場合は、一時生活支援費の貸付終了の日から2年以内）

■償還期間：20年以内（貸付金額に応じて償還期間の目安を設定）

■貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は据置期間経過後年1.5%

借入ケース例

■勤務先が被災し、給与収入がないため、当座の生活費に困っている。

■生活に必要な家電や家具什器の購入費用が不足している。

■自宅に居住できないため、アパート等に入居したいが費用が不足している。

■被災により損壊した自家用車を購入するための費用が不足している。

■住宅を補修するための費用が不足している。



「生活福祉資金・生活復興支援資金」に関するご相談・お問い合わせは、お近くの市町村社会福祉協議会または岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループへ

☎019-637-4440・
4533・4495・4496



「株式会社小田島より」

1月16日に株式会社小田島の小田島欣一郎取締役社長、及川一哉執行役員兼経営企画部長が当会を訪問され、マスクについては、配布いたしました。マスクについては、年始から年8回まで、年間で100,000枚を寄贈いただきました。



1月16日に丸モ盛岡中央青果株式会社の浅沼優治代表取締役社長、小川清弘専務取締役が当会を訪れた。年始から年8回まで、年間で135,000円を寄付いただきました。

「丸モ盛岡中央青果株式会社より」

寄付金は被災地支援を含めた当会の活動に活用する予定です。寄付金は被災地支援を含めた当会の活動に活用する予定です。

寄付いただきました。
寄付金は被災地支援を含めた当会の活動に活用する予定です。